

し尿処理手数料が改正されます。

消費税法及び地方税法の改正により消費税率が8%から10%に引き上げられることにより、し尿・浄化槽汚泥処理手数料の料金が改正されます。

改正の内容

令和元年10月1日以降の環境センターに搬入されるものからの改正となります。

し尿・浄化槽汚泥の廃棄物処理手数料

改正する項目	現行		改正後
し尿・浄化槽汚泥 (1,800ℓまで)	1,944 円		1,980 円
(1,800ℓを超え 300ℓごと)	324 円		330 円

令和元年10月1日以降の環境センターに搬入されるものからの改正となります。